

秦野市景観まちづくり条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 秦野らしい景観の保全及び育成
 - 第1節 眺望景観の保全及び育成（第4条 - 第6条）
 - 第2節 地域景観拠点の登録（第7条 - 第15条）
- 第3章 身近な場所における生活美観の創出
 - 第1節 景観計画等による生活美観の創出（第16条・第17条）
 - 第2節 庭先協定（第18条 - 第22条）
- 第4章 協働による景観まちづくり
 - 第1節 景観まちづくり市民会議（第23条 - 第30条）
 - 第2節 景観まちづくりサポーター（第31条）
 - 第3節 景観まちづくりアドバイザー（第32条 - 第35条）
 - 第4節 表彰（第36条 - 第38条）
- 第5章 景観法の委任事項（第39条・第40条）
- 第6章 雑則（第41条 - 第43条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、秦野市景観まちづくり条例（平成17年秦野市条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の意義の例による。

（景観形成基本計画に定める事項）

第3条 条例第7条第1項に規定する規則に掲げる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観形成基本計画の目的
- (2) 景観形成基本計画の目標年次

- (3) まちづくりの基本理念
- (4) まちづくりの基本目標
- (5) まちづくりの基本方針
- (6) 景観まちづくりの実現化方策

第2章 秦野らしい景観の保全及び育成

第1節 眺望景観の保全及び育成

(展望ポイントの指定要件等)

第4条 条例第11条第1項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 遠景を対象とした眺望が利く場所であること。
- (2) 眺望の良さが広く認知されていること。
- (3) 良好な眺望が長期にわたり維持されている場所又は新たに創設された場所で、今後もその継続が見込まれること。
- (4) 誰もが容易に立ち入ることができる場所であること。

2 市長は、条例第11条第1項に規定する展望ポイントを指定したときは、展望ポイント指定台帳(第43条に定める第12号様式をいう。)に記載するものとする。

(展望ポイントの標識に表示する事項)

第5条 条例第11条第2項に規定する展望ポイントの標識には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 指定年月日
- (3) 展望ポイントの名称
- (4) 眺望の対象及び方向
- (5) その他市長が必要と認める事項

(眺望景観保全育成計画に定める事項)

第6条 条例第12条第1項に規定する眺望景観保全育成計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 眺望景観保全育成計画の名称
- (2) 眺望景観保全育成計画の対象となる区域
- (3) 眺望景観保全育成のための目標及び方針並びに保全育成手法
- (4) その他眺望景観を保全育成するために必要な事項

第2節 地域景観拠点の登録

(地域景観拠点の登録要件)

第 7 条 条例第 1 4 条第 1 項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 区域、施設等が明示できること。
- (2) 公共空間から容易に見ることができること。
- (3) 短期間に消滅しないことが見込まれること。

2 市長は、条例第 1 4 条第 1 項に規定する地域景観拠点を登録したときは、地域景観拠点登録台帳（第 4 3 条に定める第 1 3 号様式をいう。）に記載するものとする。

(地域景観拠点に係る所有権以外の権利)

第 8 条 条例第 1 4 条第 2 項に規定する規則で定める権利は、次に掲げるものとする。

- (1) 地上権
- (2) 永小作権
- (3) 質権
- (4) 賃借権

2 条例第 1 4 条第 2 項に規定する所有者等の同意は、地域景観拠点登録同意書（第 4 3 条に定める第 1 4 号様式をいう。）により行うものとする。

(地域景観拠点の登録の提案)

第 9 条 条例第 1 5 条第 1 項に規定する登録の提案は、地域景観拠点登録提案書（第 4 3 条に定める第 1 5 号様式をいう。）に登録する景観資源の位置図及び写真を添えて行うものとする。

(登録の通知等)

第 1 0 条 条例第 1 7 条第 1 項の規定による通知は、地域景観拠点登録通知書（第 4 3 条に定める第 1 6 号様式をいう。）により行うものとする。

2 条例第 1 7 条第 2 項の規定による通知は、地域景観拠点非登録通知書（第 4 3 条に定める第 1 7 号様式をいう。）により行うものとする。

3 条例第 1 7 条第 3 項に規定する登録の解除を行ったときは、地域景観拠点登録解除通知書（第 4 3 条に定める第 1 8 号様式をいう。）により所有者等に通知するものとする。

(地域景観拠点の標識に表示する事項)

第 1 1 条 条例第 1 7 条第 1 項に定める標識には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 地域景観拠点の名称
- (4) 地域景観拠点の説明
- (5) その他市長が必要と認める事項
(地域景観拠点の保全活用指針に定める事項)

第12条 条例第20条第1項に規定する保全活用指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 保全活用指針の名称
- (2) 保全活用指針の対象となる地域景観拠点
- (3) 保全活用のための目標及び方針並びに保全活用方法
- (4) その他地域景観拠点を保全活用するために必要な事項
(地域景観拠点に係る行為の届出)

第13条 条例第21条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (3) 土地の区画形質の変更又は土砂類の採取
- (4) 屋外における物品の集積又は貯蔵
- (5) 広告物の表示又は掲示
- (6) 木竹の植栽又は伐採
(地域景観拠点に係る行為の届出の内容)

第14条 条例第21条第1項に規定する規則で定める内容は、次に掲げるものとし、地域景観拠点に係る行為届出書(第43条に定める第19号様式をいう。)により提出するものとする。

- (1) 条例第21条第1項及び前条に規定する行為を行おうとする者の氏名及び住所
- (2) 地域景観拠点の登録番号
- (3) 行為の目的、種類、場所、施行方法、着手予定年月日及び完了予定年月日
(地域景観拠点の現状に係る変更の届出)

第15条 条例第21条第3項の規定による届出は、地域景観拠点現状等変更届出書（第43条に定める第20号様式をいう。）により行うものとする。

第3章 身近な場所における生活美観の創出

第1節 景観計画等による生活美観の創出

（生活美観創出協議への参加）

第16条 条例第28条第4項に規定する規則で定める者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 条例第40条に規定する景観まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）の代表者
- (2) 条例第44条に規定する景観まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）
- (3) 秦野市まちづくり条例（平成11年秦野市条例第19号。以下「まちづくり条例」という。）第8条第1項に規定する提案を行った地域まちづくり推進協議会の代表者
- (4) 地域住民の代表者

（生活美観創出協議確認通知までの期間）

第17条 条例第29条第1項に規定する規則で定める期間は、まちづくり条例第3条第1項に定める環境創出行為にあっては、秦野市まちづくり条例施行規則（平成12年秦野市規則第13号）第15条に規定する事前協議確認通知までの期間とし、その他の建築行為等にあっては、生活美観創出協議書の提出があった日の翌日から起算して30日（生活美観創出協議書を補正する必要がある場合等にあっては、その補正等に要する日数を除く。）以内とする。

第2節 庭先協定

（庭先協定の締結に係る申請書類）

第18条 条例第35条に規定する庭先協定の申請は、庭先協定申請書（第43条に定める第21号様式をいう。）に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 庭先協定書の写し
- (2) 位置図
- (3) 庭先協定の対象となる区域を表示する図面
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（庭先協定の認定要件）

第19条 条例第36条に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 隣接し、又は向かい合う3軒以上の家屋等で庭先協定の区域が公道に面していること。
- (2) 庭先協定の適正な実施運営が期待できるものであること。
- (3) 公益上支障がないものであること。
- (4) その他市長が魅力的なまち並み景観の向上に寄与することが期待できると認めるものであること。

(認定の通知)

第20条 市長は、条例第36条に規定する庭先協定の認定を行ったときは、庭先協定認定通知書(第43条に定める第22号様式をいう。)により、申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第21条 条例第37条の規定による協定の変更又は廃止の届出は、庭先協定変更届出書(第43条に定める第23号様式をいう。)又は庭先協定廃止届出書(同条に定める第24号様式をいう。)により行うものとする。

(認定の取消し)

第22条 条例第38条の規定による認定の取消しを行ったときは、庭先協定取消通知書(第43条に定める第25号様式をいう。)により、届出者に通知するものとする。

第4章 協働による景観まちづくり

第1節 景観まちづくり市民会議

(景観まちづくり市民会議の委員の再任制限)

第23条 条例第40条第3項に規定する規則で定める限度は、3期までとする。

(景観まちづくり市民会議の組織)

第24条 景観まちづくり市民会議(以下「市民会議」という。)は、30名以内の委員により組織する。

(景観まちづくり市民会議の役員及びその職務)

第25条 市民会議に次の役員を置き、委員の互選により定める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名

(4) 監事 2名

- 2 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、会長の職務を代理する副会長の順序は、あらかじめ会長が定めるものとする。
- 4 会計は、会計事務を処理する。
- 5 監事は、会計を監査する。

(景観まちづくり市民会議の会議)

第26条 市民会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 市民会議の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(景観まちづくり市民会議の部会)

第27条 市民会議は、必要があると認めるときは、その活動を分割し、それぞれ部会を置くことができる。この場合において、部会ごとに部会長1名を置き、その部会の委員の互選により定める。

(景観まちづくり市民会議の指導及び助言等)

第28条 市民会議は、市長に対して、市民会議の活動に必要な専門家の指導若しくは助言及び関係部局の協力を求めることができる。

(景観まちづくり市民会議の活動等)

第29条 市民会議は、主体的に景観まちづくりに取り組むものとする。

- 2 市民会議の委員への報償は、支給しないものとする。

(補則)

第30条 この規則に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、会長が市民会議の会議に諮って定める。

第2節 景観まちづくりサポーター

(景観まちづくりサポーターの登録の認定基準等)

第31条 条例第42条の規定による景観まちづくりサポーターの認定は、景観まちづくりを推進する活動に対し熱意があり、かつ、次項に定める活動分野に関連する経験又は実績があるものを対象として行う。

- 2 景観まちづくりサポーターの活動分野は、次に掲げるとおりとし、それぞれの活動分野ごとに認定し、登録するものとする。

- (1) 地域景観拠点及び展望ポイントの美化活動
- (2) 地域景観拠点及び展望ポイントの維持管理への支援活動

(3) 地域景観拠点及び展望ポイントの市民へのガイド活動

(4) 景観まちづくりを推進する活動への支援活動

3 条例第42条に規定する景観まちづくりサポーターの登録の申請は、景観まちづくりサポーター登録申請書(第43条に定める第26号様式をいう。)により行うものとする。

4 条例第42条に規定する認定及び登録を行ったときは、景観まちづくりサポーター認定通知書(第43条に定める第27号様式をいう。)により申請者に通知するとともに、景観まちづくりサポーター登録台帳(同条に定める第28号様式をいう。)に記載するものとする。

第3節 景観まちづくりアドバイザー

(景観まちづくりアドバイザーの委嘱)

第32条 条例第44条に規定する景観まちづくりアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)は、都市計画、建築、構造、デザイン、造園、色彩等について知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(景観まちづくりアドバイザーに対する説明等)

第33条 アドバイザーは、必要があると認めるときは、建築行為等又は景観まちづくり活動等の関係者に対して、その説明若しくは意見又は資料の提出を求めることができる。

(景観まちづくりアドバイザーの報償)

第34条 アドバイザーの報償は、予算に定める範囲で支給する。

(景観まちづくりアドバイザーに係る庶務)

第35条 アドバイザーに係る庶務は、景観まちづくり主管課において処理する。

第4節 表彰

(表彰の実施)

第36条 条例第45条に規定する表彰は、毎年度1回実施するものとし、表彰の基準及び被表彰者数は、別に定める。

(表彰の対象)

第37条 条例第45条第2項の規定による表彰は、国、地方公共団体、優良な建築物等を表彰する団体等により同様の表彰を受けたものについては、対象としない。

(表彰の方法)

第38条 市長は、第36条の表彰を実施するに当たり、一定期間を定めて表彰の対象となる候補を市民及び事業者の自薦又は推薦により募集するものとする。

2 市長は、被表彰者を決定したときは、まちづくり条例第38条に規定する秦野市まちづくり審議会（以下「まちづくり審議会」という。）に報告するものとする。

3 表彰は、表彰状を贈呈して行う。この場合において、表彰状に記念品を添えることができる。

第5章 景観法の委任事項

（届出の適用除外）

第39条 条例51条の規定による規則で定める規模は、別表の左欄に掲げる対象行為ごとに、それぞれの右欄に掲げるものとする。

（景観重要建造物等の指定に係る標識）

第40条 景観法（平成16年法律第110号）第21条第2項に規定する景観重要建造物又は同法第30条第2項に規定する景観重要樹木の指定に係る標識の設置に関する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 指定の年月日
- (3) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称
- (4) 景観重要建造物又は景観重要樹木の説明

2 前項に規定する標識は、景観重要建造物の指定にあつては景観重要建造物の標識（第43条に定める第29号様式をいう。）を、景観重要樹木の指定にあつては景観重要樹木の標識（同条に定める第30号様式をいう。）を設置するものとする。

第6章 雑則

（公表する事項）

第41条 条例第55条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 生活美観創出行為の対象行為、位置及び区域
- (3) 違反の事実（市長又はまちづくり審議会の求め又は要請に正当な理由なく応じなかった事実を含む。）

2 条例第55条第1項の規定による公表は、本市の広報紙又は日刊新聞紙への掲載、現地掲示板の設置その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(公表通知書による通知)

第42条 市長は、条例第55条第1項の規定による公表をしようとするときは、公表通知書(次条に定める第31号様式をいう。)により行為事業者に通知するものとする。

(様式)

第43条 条例及びこの規則の規定により使用する様式は、次の表に掲げるとおりとし、その内容は、別に定める。

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	展望ポイントの標識	条例第11条
第2号様式	地域景観拠点の標識	条例第17条
第3号様式	生活美観創出協議書	条例第28条
第4号様式	生活美観創出行為変更届	条例第28条
第5号様式	生活美観創出行為変更協議申出書	条例第28条
第6号様式	生活美観創出協議確認通知書	条例第29条
第7号様式	生活美観創出行為再協議確認通知書	条例第29条
第8号様式	工事着手届	条例第29条
第9号様式	工事完了届	条例第29条
第10号様式	生活美観創出行為に関する工事の検査済証	条例第29条
第11号様式	生活美観創出行為廃止届	条例第30条
第12号様式	展望ポイント指定台帳	第4条
第13号様式	地域景観拠点登録台帳	第7条
第14号様式	地域景観拠点登録同意書	第8条
第15号様式	地域景観拠点登録提案書	第9条
第16号様式	地域景観拠点登録通知書	第10条
第17号様式	地域景観拠点非登録通知書	第10条
第18号様式	地域景観拠点登録解除通知書	第10条
第19号様式	地域景観拠点に係る行為届出書	第14条
第20号様式	地域景観拠点現状等変更届出書	第15条
第21号様式	庭先協定申請書	第18条
第22号様式	庭先協定認定通知書	第20条

第 2 3 号様式	庭先協定変更届出書	第 2 1 条
第 2 4 号様式	庭先協定廃止届出書	第 2 1 条
第 2 5 号様式	庭先協定認定取消通知書	第 2 2 条
第 2 6 号様式	景観まちづくりサポーター登録申請書	第 3 1 条
第 2 7 号様式	景観まちづくりサポーター認定通知書	第 3 1 条
第 2 8 号様式	景観まちづくりサポーター登録台帳	第 3 1 条
第 2 9 号様式	景観重要建造物の標識	第 4 0 条
第 3 0 号様式	景観重要樹木の標識	第 4 0 条
第 3 1 号様式	公表通知書	前条

附 則

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 7 月 2 7 日規則第 3 2 号）

この規則は、平成 1 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 7 月 2 4 日規則第 2 0 号）

この規則は、平成 2 0 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 3 月 2 5 日規則第 7 号）

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第39条関係）

対象行為	規 模
<p>建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>1 接する地盤面の最も低い位置からの高さが次の高さを超えるのもの (1) 商業地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。）及び工業専用地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域をいう。） 15メートル (2) その他の地域 10メートル</p> <p>2 延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの</p>
<p>工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>1 高さが6メートルを超える煙突</p> <p>2 高さが15メートルを超える木柱・鉄柱・RC柱・鉄塔等</p> <p>3 高さが4メートルを超える装飾塔・記念塔・モニュメント等</p> <p>4 高さが8メートルを超える高架水槽・サイロ・物見塔等</p> <p>5 観光施設、展望台などに設置するエレベーター、エスカレーター</p> <p>6 コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド等の大型遊戯施設</p> <p>7 高さが5メートルを超える高架道路</p> <p>8 幅員が10メートル以上又は延長が20メートル以上の橋梁等</p> <p>9 高さが3メートル以上の法面又は擁壁</p>
<p>その他</p>	<p>1 面積が500平方メートル以上の開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。）</p> <p>2 面積が500平方メートル以上の土地の屋外における物品の集積又は貯蔵（道路その他の公共空間から望見されるもの）</p> <p>3 面積が500平方メートル以上の土地における環境創出行為に伴う木竹の植栽又は伐採</p>